

第17号議案

第60回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会 第53回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会 PTA・校長会合同研究大会「東京大会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年4月11日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

平成29年 3月 7日

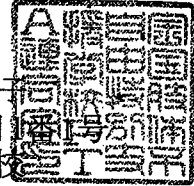
文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

住所 (所在地) 東京都港区芝大門1-10-1

代表者名 (ふりがな) たけうち ふきこ  
竹内 ふきこ

代表者連絡先 (事務担当者) 東京都北区十条台1丁目  
東京都立北特別支援学校  
副校長 並木 信治



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	平成29年度 第60回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会 第53回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会 PTA・校長会合同研究大会「東京大会」		
実施期間	平成29年8月20日 (日) ～ 8月21日 (月) (2日間)		
実施場所	文京シビックホール (大ホール) 東京ドームホテル		
事業内容	目的※	肢体不自由のある子供たち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきかの解決に向け実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしく生きる社会づくりに向けたPTA活動を研究協議し推進する。	
	内容	PTA総会・記念講演・シンポジウム・分科会	
	対象者	保護者・教員 (参加予定人員 800人)	
	参加費	一人につき 5,000円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文部科学省、厚生労働省、国立特別支援教育総合研究所、全国特別支援推進連盟、全国心身障害児福祉財団、日本肢体不自由児協会、日本肢体不自由教育研究会、全国肢体不自由児・者父母の会、東京都教育委員会		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

平成29年度 第60回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会  
 およびPTA・校長会合同研究大会  
 第53回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会  
 およびPTA・校長会合同研究大会

「東京大会」予算書

:平成29年8月20日(日)~21日(月)

会場:文京シビックホール・東京ドームホテル

収入の部

(単位:円) 2017.2.28

科目	予算額	摘要
補助金	2,430,000	
全肢P連補助金	2,000,000	
全肢校長会	250,000	
分科会発表校補助	180,000	30,000×6校
分担金	2,885,000	
単位PTA	1,620,000	5,000円×72校 10,000×126校
東京都地区分担金	1,020,000	60,000円×17校
関東甲越地区分担金	245,000	関肢分49校
大会参加費	4,000,000	5,000円×800人
広告協賛金・寄付金	3,000,000	
雑収入	10,000	預金利息 等
合計	12,325,000	

支出の部

科目	予算額	摘要
会場費	5,500,000	会場費・機器借用費
謝礼金	1,100,000	講師、助言者、出演者 謝礼・宿泊・交通費
大会運営費	2,000,000	看板、幕、その他運費用物品等
印刷製本費	1,800,000	記念誌、大会要項、チラシ
報告書作成費	400,000	テーブル起こし、CD作成
会議費	60,000	会議室料 他
消耗品費	300,000	事務用品、コピー代 等
通信費	300,000	郵送料、発送費
交通費	370,000	
手数料	300,000	名鉄観光事務手数料
予備費	195,000	
合計	12,325,000	

平成29年度  
第60回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会  
第53回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会  
PTA・校長会合同研究大会「東京大会」  
開催要項 【第一次案内】(案)

1 趣旨

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会は、特別支援教育の諸課題等の解決に向け実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしく生きる社会づくりに向けたPTA活動を推進するため、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会と合同の研究大会を開催する。

なお、本大会は今年度東京で開催し、関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会の大会を兼ねることとする。

2 主催

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会  
全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

3 後援(予定)

文部科学省	厚生労働省	国立特別支援教育総合研究所
全国特別支援教育推進連盟	全国心身障害児福祉財団	日本肢体不自由児協会
日本肢体不自由教育研究会	全国肢体不自由児・者父母の会	東京都教育委員会

4 運営実行委員会

東京都立光明学園	東京都立北特別支援学校	東京都立城南特別支援学校
東京都立墨東特別支援学校	東京都立永福学園	

5 期日 平成29年8月20日(日)、21日(月)の2日間

6 会場 文京シビックホール(大ホール)  
〒112-0003 東京都文京区春日1-16-21  
TEL:03-5803-1100  
東京ドームホテル  
〒112-8562 東京都文京区後楽1-3-61  
TEL:03-5805-2111

7 参加者

全国肢体不自由特別支援学校PTA会長・会員  
全国肢体不自由特別支援学校長及び教職員等

8 研究主題

肢体不自由のある子供たち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか  
「つなぐ・つなげる・つながる」～肢体不自由教育の広がる未来～

9 日程及び会場

時	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
月日								30						
8/20 (日)		役員・理事受付	役員理事会	休憩	総会	開会式	基調講演	休憩	シンポジウム	移動・休憩	受付	懇親会		
		協賛企業等展示												
		保育												
		文京シビックホール									⇒	東京ドームホテル		

時	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月日				40				10 20 50		
8/21 (月)		受付	企業PR	分科会	ワークショップ	移動・昼食	記念講演	休憩	未来へのメッセージ	閉会式
		分科会	打合せ	協賛企業等展示						
		保育								
		東京ドームホテル				⇒	文京シビックホール			

〔 8月20日(日) 〕 会場：文京シビックホール・東京ドームホテル

【保育】

- ・理事受付 9:30~10:00
- ・保育受付 9:30~12:30
- ・全肢P連理事会 10:00~11:00
- ・受付 10:30~12:30
- ・休憩(理事昼食) 11:00~11:30
- ・総会 11:30~12:30
- ・開会式 12:30~13:00
- ・基調講演 13:00~14:30
- ・休憩 14:30~15:00
- ・シンポジウム 15:00~17:00
- ・移動・休憩 17:00~18:00
- ・懇親会受付 18:00~18:30
- ・懇親会 18:30~20:30

文京シビックホール

9:30

17:00

ホテルム

〔 8月21日(月) 〕 会場：東京ドームホテル・文京シビックホール

【保育】

- ・受付(保育受付) 9:00~
- ・分科会打合せ・準備 9:10~ 9:50
- ・企業PR 9:30~10:00
- ・分科会/ワークショップ 10:00~11:40
- ・移動・昼食 11:40~13:00
- ・記念講演 13:00~14:10
- ・休憩 14:10~14:20
- ・未来へのメッセージ 14:20~14:50
- ・閉会式 14:50~15:30

ホテルム

9:00

11:40

シビックホール

10 分科会及び研究テーマ

研究テーマ 「 つなぐ、つなげる、つながる  
子供たちをとりまくネットワーク 」

分科会名	研究テーマ
第1分科会 「 学校 」	<p>子供たちの学校教育を支え、社会自立を育むため、PTAは、学校との連携をどのように深めていくか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特色あるPTA活動を進めるための学校との連携のあり方</li> <li>○個別の教育支援計画の作成と参画のあり方</li> <li>○特別支援教育を進めるための交流及び共同学習のあり方</li> <li>○センター的機能を活用し、学校間の啓発を促すためのPTAのあり方</li> </ul>
第2分科会 「 地域 」	<p>子供たちの将来にわたり安全で豊かな地域生活を支えるため、PTAは、地域との連携をどのように深めていくか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子供たちが地域社会で豊かな学校生活を送るためのPTAのあり方</li> <li>○居住地域や学校生活において交流等を推進するためのPTAのあり方</li> <li>○地域生活及び学校外活動を豊かにするためのPTAのあり方</li> </ul>
第3分科会 「 福祉 」	<p>子供たちの現在、将来の自立生活を支え確保するために、PTAは、福祉機関等との連携をどのように深めていくか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○療育支援センターや関係する施設等に対する理解啓発のためのPTAのあり方</li> <li>○豊かな生活を築くためのデイサービス等の整備や福祉制度の活用について</li> <li>○卒業後に向けた日中活動（通所・施設）と生活支援、介護サービス等のあり方</li> </ul>
第4分科会 「 進路 」	<p>子供たちの社会参加と自立の実現を目指し、ライフステージに合わせた支援をどのように行っていくか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子供たちのキャリア発達を促し、社会参加しながら自分らしく生きていくための力を育てる支援のあり方</li> <li>○関係諸機関と連携し、進路実現（進学・就労・その他）を図るためのPTAのあり方</li> <li>○個別の移行支援計画の作成と参画のあり方</li> </ul>
第5分科会 「 医療 」	<p>子供たちの健康・安全の保持を基本に、医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康で安全で、そして楽しい学校生活を維持するための健康観察や摂食指導について</li> <li>○看護師配置の整備や外部専門員、支援員を含めた医療的ケア体制のあり方</li> <li>○医療機関や医療従事者との連携・協力を進めるためのPTAのあり方</li> </ul>
第6分科会 「 機器 」	<p>子供たちの可能性を広げ、生活を豊かにするコミュニケーション支援をどのように深めていくか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニケーション能力を高める効果的な機器利用のあり方</li> <li>○機器を取り巻く、多様なコミュニケーションの手段のあり方</li> <li>○機器を活用した自立支援（生活支援・就労支援）のあり方</li> <li>○家庭における機器の活用法と学校との連携</li> </ul>

# 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会規約

## 第一章 名称

第1条 この会は全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会といい、この会の事務局は当分の間次の定める場所におく。

東京都港区芝大門1丁目10番1号 全国たばこビル6階

## 第二章 目的及び活動

第2条 この会は特別支援学校(肢体不自由)PTA相互の協調をはかるとともに、全国における特別支援教育・肢体不自由教育の向上発展を促進することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 各単位PTAの連絡、協調につとめ、会員相互の親睦を図る。
2. 肢体不自由者の福祉増進につとめる。
3. 肢体不自由教育の発展向上を促進する。
4. 肢体不自由教育費を拡充することにつとめ、またこの教育に関する諸法規の整備に協力する。
5. その他この会の目的を達するために必要な活動をする。

## 第三章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民間団体であって、次の方針に従って活動する。

1. この会の目的を達するために、他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗派にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

## 第四章 構成

第5条 この会の会員は全国の特別支援学校(肢体不自由)の単位PTAとする。

\*単位PTAとはPTAを構成する会員の各学校組織である。

第6条 この会を構成する単位PTAは分担金を納めるものとする。

第7条 この会を構成する単位PTAは平等の義務と権利を有する。

## 第五章 役員

第8条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
1. 副会長 若干名
1. 監事 2名

第9条 会長および副会長は理事会において互選し総会の承認を受ける。

但し、各ブロック長は副会長とする。

第10条 理事は各ブロックの会員の推薦により各2名宛選出する。但し、ブロックに関係なく在京の会員より1名、大会開催関係都道府県より4名以内を選出する。

第11条 評議員は各ブロックの会員の推薦により2名宛選出する。

第 12 条 監事は理事、評議員以外の会員中より総会において選出する。

第 13 条 役員の任期は 1 年とする。但し、重任を妨げない。

第 14 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は会長・副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 評議員はこの会の重要事項を審議する。
5. 監事はこの会の経理を監査する。

第 15 条 この会に事務局を設ける。事務局は、事務局長・庶務・会計をもって構成し、人事は会長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は別途定める。

第 16 条 理事会の推薦により顧問をおくことができる。

## 第六章 総 会

第 17 条 総会はこの会の最高決議機関であり、事業報告・決算の承認、事業計画・予算の審議及び承認、役員の承認ならびに規約の改正、その他重要事項を審議する。

第 18 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年 1 回開催とする。
2. 会長が必要と認めたととき、または会員の 1/3 以上の要求があったとき臨時総会を開く。

第 19 条 総会は会員の過半数の出席を以て成立する。但し、委任状をもって出席と見なすことができる。決議は出席者の 2/3 以上の同意を必要とする。

## 第七章 理事会 及び 評議員会

第 20 条 理事会は必要に応じて開き、会長はこれを招集する。

第 21 条 理事会は、次のような会務を処理する。

1. 本会の重要事項の企画審議。
2. その他の事業の推進に関する事項。

第 22 条 評議員会は必要に応じ随時開き、会長はこれを招集する。

第 23 条 評議員会は次のような事項を審議する。

1. 総会及び理事会から委嘱された事項。
2. その他の必要な事項。

## 第八章 経 理

第 24 条 この会の経費は分担金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第 25 条 単位 P T A の分担金は、別途定める規定により毎年 5 月に納入する。

第 26 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 27 条 予算の執行の変更については、理事会の承認を経る。

## 第九章 附 則

第 28 条 この規約は総会の議決を経て変更することができる。

第 29 条 この会の運営に関しては、別に細則を定める。

第 30 条 本規約は昭和 40 年 5 月 25 日より実施する。



第31条 本規約は昭和50年8月21日より一部改正する。  
本規約は昭和60年8月23日より一部改正する。  
本規約は昭和61年8月27日より一部改正する。  
本規約は平成元年8月24日より一部改正する。  
本規約は平成4年8月21日より一部改正する。  
本規約は平成6年8月23日より一部改正する。  
本規約は平成18年8月21日より一部改正する。  
本規約は平成20年8月20日より一部改正する。  
本規約は平成25年8月20日より一部改正する。

## 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会細則

- 第1条 規約第25条に定める単位PTAの分担金は、児童生徒一人あたり年額400円とする。但し、特別の事情のある場合は免除又は減額することができる。
- 第2条 ブロックは次の通りとする。  
「北海道・東北」「関東・甲越」「中部」「近畿」「中国・四国」「九州」
- 第3条 各ブロックより選出される理事および評議員は、それぞれの父母側1名、教師側1名とする。
- 第4条 本会と緊密な関わりのある関係諸団体など、または個人に対する慶弔または寸志などはその都度、会長が決定する。
- 第5条 規約第16条における顧問は、原則として次の基準によって推挙するものとする。
- (1) 本会の会長歴任者
  - (2) 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長歴任者
  - (3) その他、役員会が推薦するもの。
- 第6条 本会は総会において次の表彰を行う。
- (1) 本会の会長が退任したとき（感謝状）
  - (2) 本会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会合同研究大会（全国大会）開催主管校のPTA会長（感謝状）
  - (3) 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長の歴任者が、本会の副会長を退任したとき（感謝状）
  - (4) その他、役員会が推薦するもの。
- 第7条 事務局員の任期は次のとおりとする。
- (1) 事務局長の任期は3年までとする。但し、事情により会長が認めた場合は、1年ごとに更新し、最長5年とする。
  - (2) 庶務及び会計の任期は1年とする。但し、事情により会長が認めた場合は、1年ごとに更新し、最長3年とする。
- 第8条 本細則は昭和40年5月25日より実施する。
- 第9条 本細則は昭和53年8月8日より一部改正する。  
本細則は昭和55年8月21日より一部改正する。  
本細則は昭和56年8月27日より一部改正する。  
本細則は昭和61年8月27日より一部改正する。  
本細則は平成2年8月23日より一部改正する。  
本細則は平成8年8月22日より一部改正する。  
本細則は平成20年8月20日より一部改正する。  
本細則は平成25年8月20日より一部改正する。

平成28年度 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会役員名簿

	役職名	氏名	所 属	ブロック	備 考
役員	会長	竹内 ふき子	東京都立城北特別支援学校PTA会長	関東・甲越	全肢P連会長
	副会長	田村 康二郎	東京都立鹿本学園学校長	関東・甲越	全肢長会長
	副会長	蝦名 里美	東京都立大泉特別支援学校PTA会長	関東・甲越	
	副会長	吉田 美知代	北海道札幌市立北翔養護学校PTA会長	北海道・東北	ブロック長
	副会長	高橋 優子	埼玉県立和光特別支援学校PTA会長	関東・甲越	ブロック長
	副会長	大庭 秀一	静岡県立西部特別支援学校PTA会長	中 部	ブロック長
	副会長	梅原 佐保子	大阪府立藤井寺支援学校PTA会長	近 畿	ブロック長
	副会長	青山 久美子	島根県立松江清心養護学校PTA会長	中国・四国	ブロック長
	副会長	藤田 靖司	熊本県立松橋支援学校PTA会長	九 州	ブロック長
理事	理事	竹内 ふき子	東京都立城北特別支援学PTA会長	関東・甲越	
	理事	田村 康二郎	東京都立鹿本学園学校長	関東・甲越	
	理事	蝦名 里美	東京都立大泉特別支援学校PTA会長	関東・甲越	
	理事	吉田 美知代	北海道札幌市立北翔養護PTA会長	北海道・東北	
	理事	佐藤 昌弘	北海道札幌市立北翔養護学校長	北海道・東北	
	理事	関 真納美	宮城県立船岡支援学校PT会長	北海道・東北	大会実行委員長
	理事	阿部 文男	宮城県立船岡支援学校長	北海道・東北	大会主管校長
	理事	高橋 優子	埼玉県立和光特別支援学校PTA会長	関東・甲越	
	理事	井上 正明	埼玉県立和光特別支援学校長	関東・甲越	
	理事	大庭 秀一	静岡県立西部特別支援学校PTA会長	中 部	
	理事	鈴木 徹	静岡県立西部特別支援学校長	中 部	
	理事	梅原 佐保子	大阪府立藤井寺支援学校PTA会長	近 畿	
	理事	大西 清志	明石市立明石養護学校長	近 畿	
	理事	青山 久美子	島根県立松江清心養護学校PTA会長	中国・四国	
	理事	新谷 慶子	広島県立広島特別支援学校長	中国・四国	
	理事	藤田 靖司	熊本県立松橋支援学校PTA会長	九州	
理事	甲斐 憲彦	熊本県立松橋支援学校長	九州		
評議員	評議員	大里 文子	青森県立弘前第二養護学校PTA会長	北海道・東北	
	評議員	乗田 朋宏	青森県立弘前第二養護学校長	北海道・東北	
	評議員	山田 稔子	埼玉県立日高特別支援学校PTA会長	関東・甲越	
	評議員	松村 正史	群馬県立二葉高等特別支援学校長	関東・甲越	
	評議員	上 島 寛	石川県立いしかわ特別支援学校PTA会長	中 部	
	評議員	水谷 厚彦	愛知県立ひいらぎ特別支援学校長	中 部	
	評議員	谷口 茂樹	京都府立中丹支援学校PTA会長	近 畿	
	評議員	橋本 輝幸	大阪府立藤井寺支援学校長	近 畿	
	評議員	天目 智幸	高知県立高知若草養護学校PTA会長	中国・四国	
	評議員	川村 泰夫	高知県立高知若草養護学校長	中国・四国	
	評議員	堤 範子	佐賀県立金立特別支援学校PTA会長	九 州	
	評議員	武富 太裕	佐賀県立金立特別支援学校長	九 州	
	監事	太田 律子	東京都立小平特別支援学校	関東・甲越	
	監事	國 松 順	東京都立村山特別支援学校長	関東・甲越	
	事務局長	岩井 英子	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会事務局内		
	事務局	刑部 麗子	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会事務局内		